議案第7号

大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年12月3日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例(平成13年条例第16号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大網白里市法定外公共物管理条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、市が保有する法定外公共物の管理及び占用について、必要な事項を定めるものとする。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第15条とする。

第10条第1項中「第4条」を「第6条」に、「もの」を「者」に改め、同条第2項中「第4条第2項から第4項まで及び第5条から第8条まで」を「第6条第2項から第4項まで、第7条から第9条まで及び第11条」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第3条の規定に違反した者
 - (2) 第9条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者
- 2 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第9条を第12条とする。

第8条第1項第2号中「前条」を「第9条」に、「取り消された」を「取り消され、又はその内容を変更された」に改め、同条第3項中「届け出、検査」を「届け出て検査」に改め、同条を第11条とする。

第7条を次のように改める。

(監督処分)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第2項又は 第6条第2項の規定による許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を 停止し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。
 - (1) この条例の規定若しくはこの条例に基づく処分又はこの条例に基づく規則等の規定に違反している者
 - (2) 第4条第3項又は第6条第3項の規定により付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 その法定外公共物の占用者に対し、第4条第2項又は第6条第2項の規定に よる許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は原状回復 を命ずることができる。
 - (1) 国又は地方公共団体が当該法定外公共物に関する工事を施工するため、 やむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。
 - 第7条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(立入調査等)

第10条 市長は、この条例を施行するために必要と認めるときは、市職員を 他人の占有する土地又は占用に係る土地若しくはこれに関係ある工作物等に 立ち入らせ、又は調査させることができる。

第6条第1項中「届け出、検査」を「届け出て検査」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「第3条第2項の」を「第4条第2項又は前条第2項の規定による」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「前条第2項の許可を受け法定外公共物を占用するもの(以下「占用者」という。)」を「占用者」に改め、同条第2項中「、前条第2項の許可と併せ」を削り、同条を第6条とする。

第3条第1項及び第2項中「もの」を「者」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理義務)

第5条 前条第2項の規定により許可を受け法定外公共物を占用する者(以下「占用者」という。)は、許可期間中その許可に係る法定外公共物について必要な注意を払い、正常な状態を維持し、異常を認めたときは、速やかにその旨を市長に報告し、指示を受けなければならない。

第2条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

- 第3条 何人も法定外公共物において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 竹木、じんかい、土石、廃棄物等を堆積し、又は投棄すること。
 - (2) 法定外公共物を損傷し、又は損傷するおそれがある行為をすること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法定外公共物の占用許可を受けている者については、この条例による改正後の大網白里市法定外公共物管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。